

学校等における児童等の安全の確保に関する指針

第1 通則

1 目的

- 学校等における侵入による犯罪被害の未然防止

この指針は、市川市防犯まちづくりの推進に関する条例に基づき、「学校等における児童等の安全の確保に関する指針」を定めるもので、防犯に配慮した学校等（小学校、中学校、養護学校、幼稚園及び保育所、以下同じ。）の構造、設備及び管理に関し、必要な方策等を示し、学校への不審者（注1）侵入による児童等（幼児、児童、生徒等、以下同じ。）の被害を未然に防止し、安全を確保することを目的とする。

（注1）不審者とは、正当な理由無く学校等に立ち入ろうとする者、不法に侵入する者をいう。

2 適用範囲等

- (1) この指針は、学校関係者（学校等を設置し、又は管理する者、以下同じ。）に対して、児童等の安全を確保するための具体的方策等を示すものである。

また、学校開放時の安全管理対策については、各学校の学校施設開放委員会は、これらの関連する取組みについて学校施設利用者、関係団体に周知し、協力を求めるものとする。

- (2) この指針に示す項目の適用については、学校教育法（昭和22年法律第26号）、児童福祉法（昭和22年法律第164号）等の関係法令やその他の制約等を踏まえて、検討する必要がある。

- (3) この指針は、社会状況の変化や学校等の実情等を踏まえ、市川市教育計画、学校安全全体計画、学校及び教育委員会の対応マニュアル等の関連計画との整合性を図りつつ、必要に応じて見直すものとする。

第2 基本方針

1 学校等における児童等の安全確保のあり方

学校等において、不審者侵入による児童等への犯罪被害を未然に防止し、安全を確保するため、学校関係者による安全管理の徹底と地域に開かれた学校づくり、及び、児童等への安全教育や施設の点検活動等を行うことが必要である。

2 学校等における児童等の安全確保の基本方針

学校関係者は、学校等の実情に応じて、次の四つの基本方針から、児童等の安全確保に必要な具体的方策を検討し、取り組むものとする。

- (1) 学校独自の対応マニュアルの作成・点検
（不審者侵入の未然防止、侵入時の対応）

- (2) 緊急時に備えた体制の整備
- (3) 児童等の安全教育の充実
- (4) 学校施設の安全点検と整備

第3 具体的方策

1 不審者侵入の未然防止

学校関係者は、不審者侵入を未然に防止するため、下記に関する学校独自の対応マニュアルを作成し点検を行うものとする。

(1) 使用する校門及び校舎の出入口の限定、門扉の施錠

使用する校門を限定し、必要性の低い門及び出入口については、常時閉鎖・施錠する等の適切な管理を行う。

(2) 来訪者用の入口及び受付の明示

来訪者用の入口及び受付を明示し、来訪者に対し、受付名簿の記入及び名札（識別票）等の使用を要請する。また、名札等を着用していない者に対しては、要件を確認し、受付の完了と名札の着用を指示する。

(3) 来訪者への声かけの励行

来訪者への声掛けを励行するとともに、不審者の侵入を禁止する旨の立札、看板等を設置する。

2 不審者侵入時の対応

学校関係者は、不審者が侵入した際に、迅速に児童等の安全を確保するため、下記に関する学校独自の対応マニュアルを作成し点検を行うものとする。

(1) 受付等における不審者の隔離と通報

不審者に対し退去を求め、退去しない場合や再度侵入した場合には、教職員及び教育委員会への緊急連絡と警察への通報、別室への隔離等を行う。

(2) 児童等の避難誘導

不審者の隔離ができない場合等、さすまた等による不審者の移動阻止、児童等の掌握、防御、避難誘導を行う。

(3) 被害拡大の防止

被害拡大を防止するために、警察による保護と逮捕を求める。

(4) 事件直後の対応と措置

負傷者の有無を把握し、情報を集約する。負傷者がいる場合には、速やかな119番への通報と応急手当を実施する。

事後の対応として、事件・事故の情報整理と保護者等への説明、児童等に対する心のケア、教育再開に向けた準備と再発防止対策の実施を行う。

3 緊急時に備えた体制の整備

学校関係者は、学校及び学校周辺における危険事案の発生時に備え、下記に関する実施及び連携体制を整備する。

(1) 教職員に対する指導・研修等の実施

安全管理を徹底するための教職員に対する指導、研修、訓練等を実施し、職員自身の対応能力の向上と安全教育に関わる指導力の向上を目指す。

(2) 防犯訓練の実施とマニュアルの見直し

警察署、消防署等の協力の下での、教職員、保護者、地域ボランティア等による防犯訓練、応急手当の訓練等を実施し、訓練等に基づく危機管理マニュアルの検証・改善を図る。

(3) 学校周辺で危険な事案が発生した場合の対応

学校等の近隣において児童等に危害が及ぶおそれがある事案が発生した場合、保護者への連絡を行うとともに、登下校の方法を決定する。

学校等の内外における安全確保について、警察署、消防署等への協力を依頼する。

(4) 近隣の学校間等の情報交換体制の整備

近隣の学校等及び警察署、消防署、保護者、PTAとの連携強化による児童等の安全確保に関する情報交換体制を確立する。

4 児童等の安全教育の充実

学校関係者は、日常の登下校時、学校等への不審者の侵入時を想定し、児童等が対処すべき内容について、下記に関する安全教育を実施し、児童等の危険回避能力を育成する。

(1) 不審者侵入時の対処方法の習熟

学校内への不審者侵入の可能性があること、また、侵入時は、教職員の指示に従い、不審者から遠ざかる方向に逃げること、大声で危険を知らせること等、児童等の基本的な対処方法を習熟させておく。

(2) 登下校時等、校外における対処方法の習熟

複数での登下校や人通りの多い所の通行、大声や防犯ブザーの活用、逃げ込む場所・方向、逃げ終わった後の通報と大人への協力依頼といった対処方法。

(3) 地域安全マップの作成

児童等による地域安全マップの作成を通じ、学校、保護者、PTA、地域住民、関係団体等との交流と情報共有を図る。

(4) いのちを大切にすることを育む教育の実施

学校等において、「いのちを大切にすることを育むキャンペーン」を実施し、児童等の生きる力や自分と他者とのいのちを大切にすることを育む。

5 学校施設の点検と整備

学校関係者は、学校等への不審者侵入の抑止に必要な以下に示す施設の点検整備や複数の避難経路の確保、また、防犯設備が設置されている場合は、機器の運用方法の習得に努めるものとする。

(1) 非常時の通報システム等

防犯監視システム（注2）、警報装置（警報ベル、ブザー、拡声器）、通報システム（警笛の携帯、非常ベルの活用）等の防犯設備の点検整備に努める。

（注2）「防犯監視システム」とは、敷地境界や建物内に設置する防犯カメラ等をいう。なお、防犯カメラを設置する場合は、校内の監視者を確保するとともに来訪者等の肖像権その他のプライバシーの権利を侵害しないよう、十分な配慮が必要である。

(2) 門扉、フェンス、屋外照明、植栽等

門扉、フェンス、屋外照明、校舎の窓及び出入口、施錠設備、死角の原因となる植栽等の障害物や避難経路の安全性について点検・整備に努める。

(3) 管理諸室等の配置、見通しの確保

不審者侵入防止及び死角の排除等を目的とした管理諸室、教室等の配置等を検討し、見通しを確保する。

6 警察、保護者、PTA、地域住民、学校施設利用者、関係団体等との連携

学校関係者は、学校等及び学校周辺における児童等の安全確保のため、保護者、PTA、地域住民、学校施設利用者、関係団体等と連携し、以下に示す日常からの地域の防犯活動や地域との連絡体制の強化を図る。

(1) 学校内外のパトロール

保護者、PTA、地域住民、学校施設利用者、関係団体等による通学路等及び登下校時のパトロール等、通学形態に合わせた安全を確保するため、学校等と保護者との連携及び協力を努める。

(2) 休日等における安全確保

保護者、PTA、地域住民、学校施設利用者、関係団体等による防犯パトロールプレート等の携行や、声掛け運動を推進する。

(3) 不審者発見時の通報

不審者を発見した場合の警察及び学校等への通報と、不審者情報等を保護者、PTA、地域住民、学校施設利用者、関係団体等へ速やかに情報提供するため、連絡体制の整備に努める。

(4) 取組みの連携と情報交換

学校運営協議会や各学校の学校施設開放委員会等の場を活用し、警察、学校等、保護者、P T A、地域住民、学校施設利用者、関係団体間の情報交換と協力・連携を図る。